

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和6年10月29日

案件名	さがみはら産業振興ビジョン(案)について						
所管	環境経済	局区	部	地域経済政策	課	担当者	内線

## 事案概要

本市を取り巻く社会経済環境は、コロナ禍を契機としたデジタル革命やDXの急速な変革、リニア駅周辺のまちづくりの具体的な検討など、大きく変化している。

国においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)」において、3年間程度の「変革期間」で、地方、中小・小規模企業も含めた潜在的な成長力の強化・高度化を進めるなど、成長型経済に転換することを掲げていることから、本市においても、こうした変化に対応するとともに、総合計画と整合を図るため、産業振興ビジョン2025を廃止し、基本的な方向性を継承しつつ、計画期間を令和7年度から令和9年度までとする産業振興ビジョンを策定するもの。

審議事項 ( <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b> )	○さがみはら産業振興ビジョン(案)について ・計画案 ○計画策定に向けたスケジュールについて
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ただし、 <b>庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。</b>

事業効果 総合計画との関連	事業効果	総合計画を上位計画とした「さがみはら産業振興ビジョン」を策定し、新しい時代を見据えた産業政策を戦略的かつ総合的に進める。					
	効果測定指標				施策番号	25,26,27	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標						

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

### ○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	現行計画(平成28年度~令和7年度) <b>*R6をもって廃止</b>						
	<b>庁内・関係機関調整</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●策定検討会議及び作業部会</li> <li>●庁内照会及びヒアリング</li> <li>●産業支援機関等関係機関へ説明・意見聴取</li> <li>●関係課長打合せ会議</li> </ul>						
	<b>庁議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●調整会議(10/23)</li> <li>●決定会議(10/29)</li> </ul>						
	<b>部会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●12月市民環境経済部会</li> </ul>						
	<b>パブ コメ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●意見募集(12/15~1/21)</li> <li>●結果公表(2/20)</li> </ul>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画策定・公表</li> </ul>						
	<b>計画推進(計画期間:令和7年度~令和9年度)</b>						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源抛出現込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税收効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1 貧困	2 健全なエネルギー	3 健康と長寿	4 質の高い教育	5 ジェンダー平等	6 清潔な水と衛生	7 再生可能エネルギー	8 持続可能な産業	9 持続可能な都市と地域
					○				○
10 人や国の不平等の削減	11 持続可能な都市と地域	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動への対応	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正	17 パートナーシップによる持続可能な開発		
	○	○						○	

日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和6年12月～令和7年1月	議会への情報提供	部会	令和6年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	相模原市訓令第23号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度市政運営の考え方(R2.10)」を踏まえた、中間年次(5年目)の点検・見直しを見送る
関係各課	産業振興ビジョンの取扱い(計画期間・内容等)、資料の内容等に係る調整
関係各課	検討体制等の考え方について説明
関係各課	関係課長会議(結果:計画期間の考え方等を整理し、再度協議)
関係各課	関係課長会議(結果:産業振興ビジョン策定及び現行ビジョンの廃止について庁議に諮る)
調整会議	調整会議(結果:今後の対応について原案のとおり承認)
庁内関係課・機関(16所属)	さがみはら産業振興ビジョン策定検討会議及び作業部会(庁内照会・ヒアリング・素案について等)
関係課長会議	関係課長会議(結果:基本施策を一部修正し、庁議に諮る)
調整会議	調整会議(結果:原案のとおり上部会議に付議する)

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(10/23)

【市内の産業振興について】

○(人事給与課総括副主幹)新しいビジョンにおいても、市内の産業振興は、商工会議所、商工会、SIC、産業振興財団、市で推進していく考え方は変わらないのか。

→(地域経済政策課長)産業支援機関である商工会議所、商工会、SIC、産業振興財団や金融機関とは一緒に進めて行く必要があると考えている。

【令和10年度以降の計画について】

○(シティプロモーション戦略課長)今回のビジョンは計画期間が3年間だが、その先についてはどのように考えているか。

→(地域経済政策課長)まだ決定していないが、令和10年度以降の計画も必要だと考えており、調査・研究していきたいと考えている。

【実施事業との整合について】

○(政策課長)具体的な事業名が記載されているが、個々の庁議の結果とは整合は取れているのか。

→(地域経済政策課長)事業名については再度確認する。

<<原案のとおり上部会議に付議する。>>

# さがみはら産業振興ビジョン(案)について

## 令和7年度(2025年度)～令和9年度(2027年度)

環境経済局 地域経済政策課  
令和6年10月29日 決定会議 資料



## 1 策定の背景

- (1) 現行計画「さがみはら産業振興ビジョン2025」の現状
- (2) 新たなビジョンの策定の考え方

## 2 新たなビジョンの策定(案)の概要

- (1) 新たなビジョンの策定にあたっての方向性
- (2) 基本施策の見直しにあたってのポイント
- (3) 基本施策の主な見直し
- (4) 重点プロジェクトについて
- (5) ビジョンの構成(案)

## 3 今後のスケジュール(予定)



# 1 策定の背景

---

- (1) 現行計画「さがみはら産業振興ビジョン2025」の現状
- (2) 新たなビジョンの策定の考え方



# (1) 現行計画「さがみはら産業振興ビジョン2025」の現状

## 現行計画の策定目的

首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、更に産業競争力を高め発展するため、本市の経済成長をけん引するものづくり企業を中心とした産業の集積や立地の促進、少子高齢化の進行への対応や広域交流拠点のポテンシャルを生かした商業・業務機能の集積など新しい時代を見据えた産業政策を戦略的かつ総合的に定めたもの。

## ビジョンの位置付け

相模原市総合計画を上位計画として、主に工業、商業、サービス業を中心とした産業振興に関する計画であり、広域交流拠点都市推進戦略や農業・観光等に関する個別分野の計画等と整合を図りながら、産業政策を推進する。

## 計画期間 及び 点検、見直し

2016 (H28) 年度から2025 (R7) 年度までの10年間。中間年次 (R2) に点検、見直しの計画。

新型コロナウイルス感染症を背景に、相模原市訓令第23号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度市政運営の考え方(R2・10)」により一部凍結の方針が示され、中間年次(令和2年度)の見直しを見送った。

H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
---------------	---------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------

市総合計画<令和2年度~令和9年度

さがみはら産業振興ビジョン2025<平成28年度~令和7年度

新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画(BCP)

(臨時・緊急の経済対策:40事業)  
令和2年度:5事業、令和3年度:9事業、  
令和4年度:19事業、令和5年度:6事業、  
令和6年度:1事業

- 特別定額給付金
- ワクチン接種業務等
- 臨時・緊急の経済対策(40事業)

## (2)新たなビジョンの策定の考え方

協議経過

- 新型コロナウイルス感染症の背景や国の総合経済対策の変革期間及び市総合計画との整合性を図るため、現行計画の「さがみはら産業振興ビジョン2025」を改定し、計画期間を2年間延長することを検討
- 現行ビジョンの名称は2025年度までを意味する「2025」と称している為、期間延長は不適當
- 「さがみはら産業振興ビジョン2025」を継承しつつ、必要な見直しを加え策定（関係課長会議・調整会議にて）

策定の考え方

### さがみはら産業振興ビジョン2025を継承しつつ、必要な見直しを加え策定する

・コロナ禍等における臨時・緊急経済対策実施に伴い、停滞した施策の推進を促進するため、現行ビジョンを継承する。

#### ○計画期間は令和7年度から令和9年度までの3年間とする。

・国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策(R5.11.2閣議決定・変革期間は3年程度)」に掲げる成長型経済への変革時期にあたることや、市総合計画と整合を図るため、社会経済環境の変化などに伴う新たな課題や情勢等を調査・研究し、新しい時代に対応した新たなビジョンは、令和10年度に策定したいと考えている。

#### ○現行計画の「産業振興ビジョン2025」は令和6年度末をもって廃止する。

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
さがみはら 産業振興ビジョン 2025	2016年度(H28年度)～2025年度(R7年度)										R9年度まで		
総合計画 未来へつなぐ さがみはらプラン					2020年度(R2年度)～2027年度(R9年度)								
国のデフレ脱却 のための 総合経済対策									変革期間3年程度				



## 2 新たなビジョンの策定(案)の概要

---

- (1)新たなビジョンの策定にあたっての方向性
- (2)基本施策の見直しにあたってのポイント
- (3)基本施策の主な見直し
- (4)重点プロジェクトについて
- (5)ビジョンの構成



## (1)新たなビジョンの策定にあたっての方向性

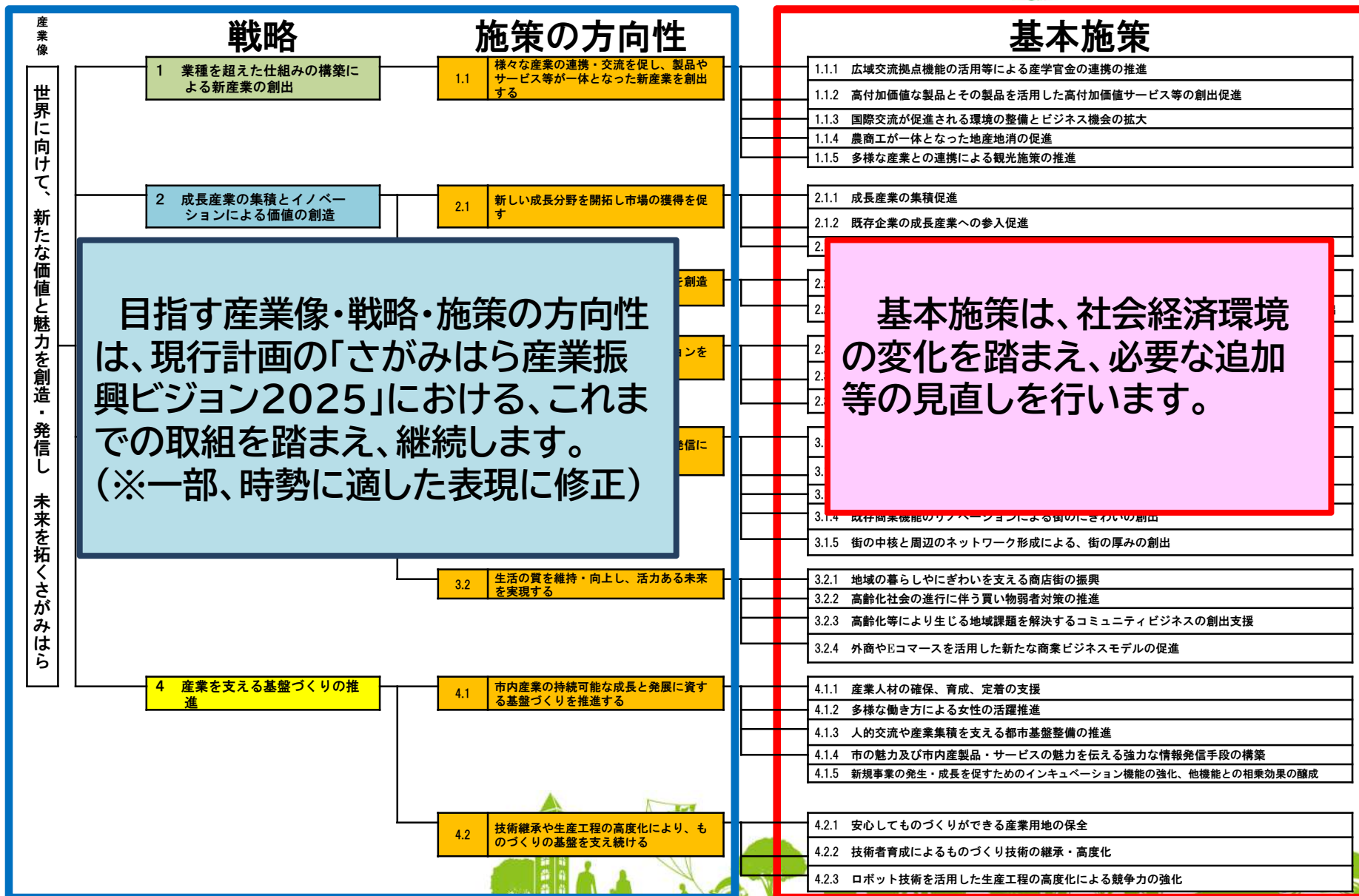
- 現行ビジョンの取組を踏まえ、  
目指す産業像・戦略はそのまま、施策の方向性は、  
一部、時勢に適した表現に修正し、継続
- 社会経済環境の変化等を踏まえ、  
基本施策の必要な追加・削除等
- 市内事業者・産業支援機関等の意見を踏まえ、  
各事業の実態に則した見直し

### (産業支援機関等の主な意見)

- ・新型コロナウイルス感染症は大きな影響であったので、今回の策定趣旨は理解する
- ・人口減少への対応として、人材育成は重要
- ・脱炭素社会の実現の視点は必要となってくる
- ・引き続き、グローバル化は重要
- ・令和10年度以降のビジョンを検討する際は、引き続き連携していきたいので、一緒に議論させてほしい



# (1)新たなビジョンの策定にあたっての方向性



世界に向けて、新たな価値と魅力を創造・発信し 未来を拓くさがみはら

**目指す産業像・戦略・施策の方向性は、現行計画の「さがみはら産業振興ビジョン2025」における、これまでの取組を踏まえ、継続します。（※一部、時勢に適した表現に修正）**

**基本施策は、社会経済環境の変化を踏まえ、必要な追加等の見直しを行います。**

# (1)新たなビジョンの策定にあたっての方向性

目指す産業像・戦略・施策の方向性は、現行計画の「さがみはら産業振興ビジョン」における、これまでの取組を踏まえ、継続します。

## 目指す産業像

世界に向けて、新たな価値と魅力を創造・発信し、未来を拓くさがみはら

## 4つの戦略と8つの施策の方向性

### 戦略1 業種を超えた仕組みの構築による新産業の創出

施策の方向性 1.1 様々な産業の連携・交流・**イノベーションの創出**を促し、新産業を創出する

### 戦略2 成長産業の集積とイノベーションによる価値の創造

施策の方向性 2.1 新しい成長分野を開拓し市場の獲得を促す

施策の方向性 2.2 イノベーションにより新たな価値を創造する

施策の方向性 2.3 ものづくりの力によりソリューションを創造し市民生活を支える

### 戦略3 地域資源の活用による魅力の創出とブランドの確立

施策の方向性 3.1 まちの魅力の磨き上げと積極的な発信により交流を促進する

施策の方向性 3.2 生活の質を維持・向上し、活力ある未来を実現する

### 戦略4 産業を支える基盤づくりの推進

施策の方向性 4.1 市内産業の持続的な成長と発展に資する基盤づくりを推進する

施策の方向性 4.2 技術継承や生産工程の高度化により、ものづくりの基盤を支え続ける



## (2)基本施策の見直しにあたってのポイント

### 既に変化している社会経済環境への対応

- ポストコロナを踏まえた社会変容
- デジタル革命(DX)の進展
- 脱炭素社会の実現
- SDGsの実現

### 総合計画や他の関連計画との整合

- 市総合計画基本計画
- 環境基本計画
- 地球温暖化対策計画
- 観光振興計画 など

### 市の動向

- リニア駅周辺のまちづくり
- GXの推進
- 地方創生(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

### 国の動向

- デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月閣議決定)



# (3)基本施策の主な見直し

青字 → 削除箇所  
赤字 → 追加箇所



## 時勢に合わせた表現の修正及び取組の更新

### 【現行ビジョン】

#### 基本施策1.1.1

広域交流拠点機能の活用等による産学官金の連携の推進

今後も持続的に新しい製品やサービス等を生み出し、ビジネス機会の創出につなげていくためには、工業、商業、サービス業に加えて、農業や観光関連産業、大学や研究機関、金融機関などの市内外の様々な産業による業種の垣根を超えた交流や連携を活発化させる必要があります。そのため、相模原市広域交流拠点基本計画に基づき、広域交流拠点機能が整備されていくのに合わせて、同業種、異業種を問わず様々な産業の担い手が交流・連携しやすい仕組みや環境を整備します。

#### 現在進めている事業例

- ① 首都圏南西地域連携サポート事業
- ② 燃料電池研究会
- ③ ロボット産業活性化事業(ネットワーク形成事業)
- ④ 新技術実用化コンソーシアム形成支援事業

### 【策定案】

#### 基本施策1.1.1

広域交流拠点の機能を生かした連携の推進

今後も持続的に新しい製品やサービス等を生み出し、ビジネス機会の創出につなげていくためには、様々な産業による業種の垣根を超えた交流や連携を活発化させる必要があります。そのため、橋本駅、相模原駅などの広域交流拠点の形成に合わせて、同業種、異業種を問わず様々な産業の担い手が交流・連携しやすい仕組みや環境を整備します。

#### 施策に関連する主な取組

- ① イノベーション創出促進事業
- ② ロボット産業活性化事業(ネットワーク形成事業)
- ③ 中小企業研究開発補助金



# (3)基本施策の主な見直し

## 基本施策の追加

### 【策定案】

#### 基本施策2.2.1

#### イノベーション創出環境の形成と新事業創出の推進

本市は、橋本駅及び相模原駅周辺の一体的なエリアにおいて、多様な都市機能の集積を促進するとともに、アクセス性の高い立地特性を生かし、首都圏南西部における広域交流拠点の形成を目指しています。そういった状況を踏まえ、広域交流拠点の形成機能が整備されていくのに合わせて、同業種、異業種を問わず様々な産業の担い手が交流・連携しやすい仕組みや、イノベーションが創出される環境を形成するとともに、新産業創出の担い手となるベンチャー・スタートアップ企業の誘致、育成支援を通して、新事業の創出を推進します。

#### 施策に関連する主な取組

- ① イノベーション創出促進事業<再掲>
- ② 相模原アクセラレーションプログラム
- ③ 広域的なベンチャー・スタートアップ支援組織の構築



# (3)基本施策の主な見直し

## 基本施策の番号・説明文の更新と取組事業の追加

### 【現行ビジョン】

**基本施策2.2.2** 情報技術の活用による生産プロセスの高度化とさがみはら発の次世代ものづくりの形の創出

ICTの進展により、機械機器類を情報通信機能でつなぎ、相互の制御機能を備えて生産現場を最適に稼働させる発想が生まれ、ドイツの「インダストリー4.0」の例に象徴されるように、世界的に生産プロセスの革新を画策する動きが見られるようになってきました。高度技術を持つ企業が集積する本市工業の強みを生かし、こうした動きに先んじて生産プロセスの高度化を図り、次世代ものづくりの形の創出に取り組みます。

現在進めている事業例

- ① 産業用ロボット導入支援事業
- ② 中小企業融資制度<再掲>

### 【策定案】

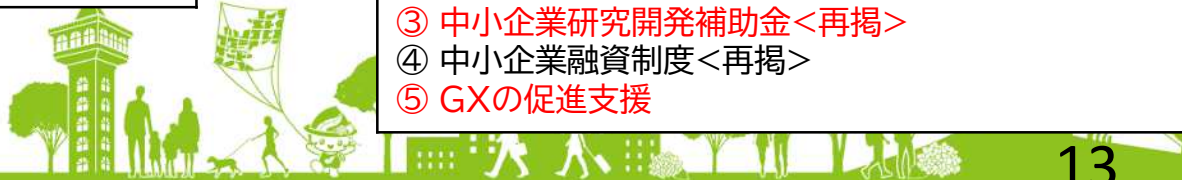
**基本施策2.2.3** 情報技術の活用による生産プロセスの高度化とさがみはら発の次世代ものづくりの形の創出

市内企業の競争力強化のため、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による生産プロセスの自動化や効率化が求められている。同時に、GX(グリーントランスフォーメーション)の推進により、環境負荷の低減とエネルギー効率の向上を図ることも重要となっています。また、デジタル化の進展に伴い、国際社会においても経済安全保障上の観点から、企業の安定した供給・優位性を確保するために、サイバーセキュリティ対策などの守りの面への強化も共通課題となっている。

これらによって、市内企業の持続的成長に向けて必要不可欠な情報技術の活用を多方面から支援することで、生産プロセスの高度化と次世代ものづくりの形の創出に取り組みます。

施策に関連する主な取組

- ① DX促進支援事業
- ② ロボット導入支援事業
- ③ 中小企業研究開発補助金<再掲>
- ④ 中小企業融資制度<再掲>
- ⑤ GXの促進支援





# (3)基本施策の主な見直し

## 取組事業の追加

### 基本施策4.1.1 産業人材の確保、育成、定着の支援

#### 【現行ビジョン】

業種を問わず多くの企業では、人材の確保育成、その後の定着等に苦慮しています。優良な人材確保を円滑化することは、個々の市内企業ひいては市内産業全体のレベルアップにつながる意義があることから、本市では人材の採用や定着、既存人材の育成・実力向上等を継続的に支援していきます。

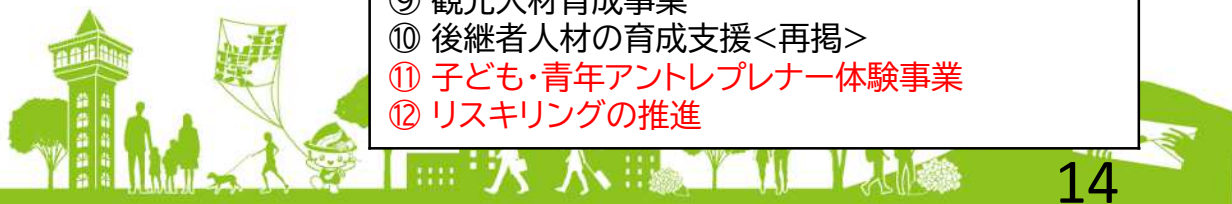
- 現在進めている事業例
- ① ものづくり人材の確保・育成事業
  - ② 無料職業紹介事業
  - ③ 若年無業者・フリーター就労支援事業
  - ④ 観光人材育成事業
  - ⑤ 後継者人材の育成支援<再掲>



#### 【策定案】

変更なし

- 施策に関連する主な取組
- ① ものづくり企業総合支援事業
  - ② DX促進支援事業<再掲>
  - ③ ものづくり人材育成事業
  - ④ 中小企業技術者育成支援事業
  - ⑤ 無料職業紹介事業
  - ⑥ 若年無業者・フリーター就労支援事業
  - ⑦ 学生・新卒未就職者等就労支援事業
  - ⑧ 技能功労者表彰
  - ⑨ 観光人材育成事業
  - ⑩ 後継者人材の育成支援<再掲>
  - ⑪ 子ども・青年アントレプレナー体験事業
  - ⑫ リスキングの推進



# (3)基本施策の主な見直し

## 類似施策の統合

基本施策4.1.5 新規事業の発生・成長を促すためのインキュベーション機能の強化、他機能との相乗効果の醸成

※基本施策3・1・3「産業を広くサポートする事業所向けサービス業の創出」を統合

### 【現行ビジョン】

国内有数のインキュベーション機能を擁することは本市の強みの一つであり、当該機能を運営するSICでは、市内企業はもとより、近隣都市や地方の企業も入居しており、先端的な研究や新しい事業の創出への取組が日々なされています。

同社施設が橋本駅近くに立地している利点を踏まえて、**広域交流拠点都市推進戦略に沿って**インキュベーション機能の強化や**産業交流施設**等の機能との相乗効果を高めることにより、新規事業・新規ビジネスの発生・成長を支援します。

また、市内**商業**の活性化を図るために、**商店街の空き店舗等**を活用した創業の促進や**SOHO**の育成に向けた取組を産業支援機関と連携しながら進めます。

### 【策定案】

**インキュベーション機能を有するSIC**では、市内企業はもとより、近隣都市や地方の企業も入居しており、先端的な研究や新しい事業の創出への取組が日々なされています。

同社施設が橋本駅近くに立地している利点を踏まえて、インキュベーション機能の強化や他の**施設**・機能との相乗効果を高めることにより、新規事業・新規ビジネスの発生・成長を支援します。

また、市内**産業**の活性化を図るために、創業の促進や育成に向けた取組を産業支援機関と連携しながら進めます。



#### 現在進めている事業例

- ① SIC1.2.3貸貸事業
- ② SIC入居企業支援<再掲>
- ③ SIC地域企業支援<再掲>
- ④ チャレンジショップ支援事業<再掲>
- ⑤ 空き店舗活用事業<再掲>
- ⑥ SOHO支援事業
- ⑦ 図書館を活用したビジネス支援サービス
- ⑧ 中小企業融資制度<再掲>

#### 施策に関連する主な取組

- ① SIC-オフィス・ラボ等運営事業
- ② SIC入居企業支援
- ③ SIC地域企業支援
- ④ **創業・開業支援**
- ⑤ チャレンジショップ支援事業<再掲>
- ⑥ 空き店舗活用事業<再掲>
- ⑦ SOHO支援事業
- ⑧ 図書館を活用したビジネス支援サービス
- ⑨ 中小企業融資制度<再掲>
- ⑩ **相模原アクセラレーションプログラム<再掲>**
- ⑪ **広域的なベンチャー・スタートアップ支援組織の構築<再掲>**
- ⑫ **まちづくりの機会を捉えた企業立地の促進<再掲>**

## (4)重点プロジェクトについて

少子高齢・人口減少社会や市内企業等の競争力の維持・向上などに対応するため、重点的に実施すべき取組を抽出し、次の7つを重点プロジェクトとして位置付けています。

**基本施策の見直しに伴い、各重点プロジェクトの取組内容を修正**  
※一部表題の修正あり

重点プロジェクトⅠ	ひとづくり・まちの新たな魅力づくりによる商業振興
重点プロジェクトⅡ	ロボット技術を活用した生産・サービス・ライフスタイルの革新
重点プロジェクトⅢ	産学連携等による新産業の創出と中小企業の育成・支援
重点プロジェクトⅣ	<b>イノベーションの創出</b> と戦略的な企業誘致の推進
重点プロジェクトⅤ	多様な地域資源を活用した経済の活性化
重点プロジェクトⅥ	交流人口の拡大に向けたグローバルなまちづくりの推進
重点プロジェクトⅦ	世界に向けた販路開拓支援



# (5)ビジョンの構成(案)

## 【現行ビジョン】

- I さがみはら産業振興ビジョン2025の策定について
  - 1 策定の目的
  - 2 ビジョンの位置付け
  - 3 計画期間

- II 相模原市の産業の現状と課題
  - 1 相模原市を取り巻く社会経済環境の変化
  - 2 相模原市の住環境・事業環境
  - 3 相模原市の産業構造
  - 4 相模原市の工業の現状
  - 5 相模原市の商業・サービス業の現状
  - 6 相模原市の産業の課題

- III さがみはら産業振興ビジョン2025
  - 1 実現化方策の構成
  - 2 相模原市が目指す産業像と4つの戦略
  - 3 施策の方向性
  - 4 施策体系
  - 5 基本施策と主な事業
  - 6 重点プロジェクト
  - 7 ビジョンの推進体制

- IV 参考資料
  - 1 ビジョンの策定体制
  - 2 委員会等開催経過
  - 3 市内外の事業者、団体への調査結果
  - 4 用語解説

## 【策定案】

- I さがみはら産業振興ビジョンの策定について
  - 1 策定の背景
  - 2 策定の目的
  - 3 ビジョンの位置付け
  - 4 計画期間
  - 5 策定の視点

- II さがみはら産業振興ビジョン
  - 1 実現化方策の構成
  - 2 相模原市が目指す産業像と4つの戦略
  - 3 施策の方向性
  - 4 施策体系
  - 5 基本施策と主な事業
  - 6 重点プロジェクト
  - 7 ビジョンの推進体制

- III 参考資料
  - 1 ビジョンの策定体制
  - 2 さがみはら産業振興ビジョン2025の経過
  - 3 用語解説



## 2 今後のスケジュール(予定)

10月 ●庁議(調整会議→決定会議)

12月 ●議会説明(市民環境経済部会)

12月～令和7年1月  
●パブリックコメントの実施

3月 ●ビジョン策定・公表(予定)



# 事案調書(決定会議)

審議日 令和6年10月29日

案件名	相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について						
所管	環境経済	局区	部	創業支援・企業誘致推進	課	担当者	内線

**事案概要**

「相模原市産業集積促進条例(以下「STEP50」という。)」は企業立地の促進、市民の雇用機会の創出並びに工業用地の保全活用等を目的に、平成17年10月に制定した。これまでに4回の条例改正を行い、立地計画の認定件数は178件に上る。こうした中、現行のSTEP50の適用期限が令和7年3月末に到来するが、令和7年4月以降についても戦略的な企業誘致を進め、本市の基盤産業である製造業を中心とした産業集積基盤の強化を図り、雇用の促進や持続可能な都市経営の実現を目指すため、現行STEP50の条例改正及び第五期STEP50の事業実施について諮るもの。

審議事項 <b>庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論</b>	戦略会議における意見について、以下2点を諮るもの  (1)STEP50改正内容の考え方について (2)奨励金算定方法について
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	企業立地の増加、成長産業集積、雇用の創出、税収の増加				
	効果測定指標	認定企業(立地企業)の件数(定量)			施策番号	施策25
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標	認定企業の件数:5件	認定企業の件数:5件	認定企業の件数:5件		

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	庁内調整  条例改正に向けた、 条文等の修  12月部会 (市民環境経済)  パブリック コメント  3月議会 提案						
	条例施行・事業実施						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(委託費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		398,406						
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源抛出現見込額								
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税收効果)		法人市民税、事業所税、固定資産税、個人市民税						

必要財源の大部分を奨励金等が占める。  
立地企業の認定、企業の操業開始後に奨励金額が確定するため、R7年度以降の必要財源については、現時点で未定。

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs  
関連ゴールに○

							○	○
	○							

日程等  
調整事項

条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
パブリックコメント	あり		時期	令和6年12月～令和7年1月	議会への情報提供	部会	12月部会を想定

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
資産税課、市民税課	税收データ等の調整・提供
関係課長打合せ会議(7/9)	本件について審議。会議での意見を反映の上、庁議に諮ることとなった。
調整会議(7/23)	資料を一部修正の上、決定会議に諮ることとなった。
決定会議(9/30)	資料を一部修正の上、戦略会議に諮ることとなった。
戦略会議(10/23)	再度、決定会議に諮ることとなった。

備考


庁議におけるこれまでの議論

調整会議の  
主な議論  
(7/23)

【調整会議】  
 ○(人事・給与課長)奨励金算定の基礎を実勢価格から固定資産税評価額に変更することのだが、実勢価格の積算が複雑なことは本市への進出の障壁になっていたか。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)進出への障壁とまでは言えないが、契約前に申請を必要としていたため、短期間で必要書類を準備するなど、進出企業の負担になっていたと考えている。  
 ○(財政課長)今回の見直しにおいて、奨励率アップと打ち出して良いものか。手続きの簡素化が正しいのではないか。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)奨励率は増加しているが、算定結果は同水準となる。敷地面積30,000㎡以上の立地に対する奨励措置については今回拡充となる。  
 →(財政課長)前向きな改正は望ましいが、ミスリードとならないよう、打ち出し方は検討していただきたい。  
 ○(南区役所区政策課長)新たな都市づくりの拠点立地奨励の対象はどこか。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)当麻地区及び麻溝台・新磯野地区が対象である。  
 ○(南区役所区政策課長)拡充する敷地面積30,000㎡以上の立地奨励は新たな都市づくりの拠点でも対象となるか。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)今後、要件を満たす用地が生じれば対象となる。  
 ○(総務法制課長)リーディング産業について、この5年間におけるロボット産業6件、航空宇宙産業1件の誘致実績に対する評価と、継続する理由は。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)これまで、航空宇宙産業への参入は大企業に限定されている中で誘致に結び付かなかつたが、国の資料等によると、世界的にも成長産業と見込まれており、国内における市場規模も現在の4兆円から2030年代には2倍を目指していくとされている。また、最近の傾向としてベンチャーやスタートアップ企業など小規模事業者の参入も活発化してきている。アクセラレーションプログラムではJAXAの協力を得ており、スタートアップの実証実験なども実施される可能性があるため、本市と宇宙関連のベンチャーやスタートアップとの接点を作りながら、今後の進出に繋げていきたいと考えている。  
 ○(総務法制課長)資料でリーディング産業誘致の強化となっているが、継続ではないか。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)修正する。  
 ○(人事・給与課長)次世代モビリティなど新たな産業の研究開発などに取り組む企業はロボット産業として対象となるのか。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)製造業として対象となった上で、ロボット産業にあたるかは個々の事業内容による。  
 →(人事・給与課長)市としても力を入れたい産業などはリーディング産業に含めても良いのでは。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)リーディング産業の定義として、成長産業やそういった企業が進出することにより、現在の市内企業への良い影響、産業基盤が強化されることなどとしている。次世代モビリティを例にすると、本市の製造業にどのように波及するかという観点のポイントになる。こうした産業が本市に興味を示し、橋本のイノベーション創出促進拠点などを中心に動きがある中で、橋本駅周辺の整備に合わせ、業務系機能の誘致や次世代産業の誘致等も検討していく。  
 ○(経営監理課総括副主幹)業務機能誘致に係る支援制度は、橋本エリア限定とした制度として検討するのか。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)本市は業務系機能が入居できるようなオフィスが少ない。今後、新たな立地が可能なエリアとしては、橋本駅や相模原駅周辺が考えられ、まずは現在進行しているリニア駅開発を見据えて橋本エリアを想定している。  
 ○(政策課長)新たな都市づくりの拠点への立地の対象を当麻地区と麻溝台・新磯野地区としていることだが、大規模な区画整理事業なので、インセンティブがなくても立地するのではないか。  
 →(創業支援・企業誘致推進課長)様々な業種の進出可能性がある中で、製造業の基盤確立の観点から、なるべく、本制度を活用し製造業に立地してもらいたいと考えている。  
 ○(政策課長)市外への発信力の観点で、愛称「STEP50」についても検討の余地があるのではないかと、意見として申し上げる。



<p>決定会議の 主な議論 (9/30)</p>	<p>【決定会議】</p> <p>○(市長公室長)調整会議から決定会議まで2か月間を要した理由は何か。 →(経済担当部長)制度設計について、民間事業者の意見をしっかり聞くよう指示があったことから、商工会議所の会議への出席や、民間事業者との面会等による意見聴取に一定の期間を要した。</p> <p>○(総務局長)民間事業者の主な意見はどのようなものか。 →(経済担当部長)リーディング産業に該当する事業者の定義や、分野の拡大などの意見があった。</p> <p>○(総務局長)STEP50を含め、様々な産業支援施策があるので、全体像を事業者等に分かりやすく発信していただきたい。</p> <p>○(総務局長)奨励金の申請簡素化を目的とした算定方法変更の結果奨励率の数値が上がるものであり、奨励金額が上がっているものではないと考えるため、資料の記載方法を見直して欲しい。 →(創業支援・企業誘致推進課長)資料を修正する。</p> <p>○(財政局長)市内から市内への立地が、市外から市内への立地を上回っている要因は。 →(創業支援・企業誘致推進課長)工業団地で空地が生じた際には、既存の事業者が先行して用地拡大をする事例が多いほか、工業団地外の工業系地域ではマンション等の進出意欲が高く、入札等においては、製造業が落札できないケースが多いことなど、産業用地不足が市外からの立地が伸び悩んでいる要因と考えている。</p> <p>○(財政局長)民間事業者は何社から意見聴取をしたのか。 →(経済担当部長)商工会議所の工業部会所属の9社に説明を行った。このほか、市外企業からも、STEP50が立地の決め手になったと前向きな意見をいただいている。</p> <p>○(財政局長)商工会議所の会員の意見を尊重するのは理解するが、市外からの進出を目指すのであれば、市外企業の意見に焦点を当てるべきとも考える。</p> <p>○(財政局長)当事業により法人市民税が上昇し市の投資額を上回っているというデータが示されているが、正確性はいかがか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)税情報なので、税務部門から厳密なデータをいただいているわけではないが、STEP50の活用前と活用後の法人市民税の差額の積み上げで算出している。</p> <p>○(財政局長)STEP50活用企業で撤退した企業はあるのか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)ある。全体で数%程度の割合であると認識している。</p>
----------------------------------	---

戦略会議の  
主な議論  
(10/23)

【戦略会議】

○(市長)事業実施により法人市民税が市の投資額を上回っているとのことだが、税情報のため厳密なデータではないとの注意書きがある。資料の正確性はいかがか。

→(経済担当部長)特定の法人1社ごとのデータを積み上げたものではないが、対象を積み上げたデータを基にしており、正確性は適切なものであると考えている。

→(財政局長)税部門では特定の法人ごとの金額としては出せないが、積み上げたデータを提供している。なお、税情報については地方税法に反しない範囲で共有しているものである。

○(市長)企業誘致業務含め、東京事務所との連携はどのような状況か。

→(経済担当部長)創業支援・企業誘致推進課から東京事務所に異動した職員を中心に連携を図っている。

→(創業支援・企業誘致推進課長)スタートアップ・ベンチャー企業が集まる都内でのイベント等で、本市の支援メニューや、アクセラレーションプログラムなどの取組PRを実施する他、他の政令市、関係自治体の企業誘致の状況等の情報共有をしている。

○(市長)資料P3「市長が特別に指定するエリア」の指定実績はあるか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)「SIA神奈川」、「オルガノ」の立地エリアの2か所が実績である。

○(市長)資料P3「市内企業活用奨励金」の実績はいかがか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)立地実績178件のうち36件の活用実績である。

○(市長)比較的少ない印象である。市の立場として直接紹介はできないと思うが、どのようにアナウンスしているのか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)奨励金の案内により積極的な活用を促すほか、大規模工事が可能な市内企業の間合せなどの際は、商工会議所を案内するなどしている。

○(市長)市内企業を活用していただくことで雇用も税収も期待できるので是非推進していただきたい。

○(市長)資料P5「製造品出荷額」が県内4位である理由は、「付加価値額」のデータとの関連は。

→(経済担当部長)上位の市には大企業の立地等の要因がある。付加価値額は、本市におけるデータである。

○(市長)条例を5年に一度見直す理由は、第3期では途中見直しをしている理由は。

→(経済担当部長)期限付きの条例であり5年ごとに延長するつくりとなっている。

○(市長)過去の改正における戦略的な誘致対象の見直しによる効果分析の内容は。

→(経済担当部長)第3期においては前半の2か年においては16件の立地であったが、ロボット関連産業を重点リーディング産業に加えた後半の3年間で31件の立地となるなどの効果があったと考えている。ただし、改正の結果であるとは言い切れない。

→(創業支援・企業誘致推進課長)改正後、ロボット関連産業として認定した企業は7件にとどまっているが、さがみはらロボットビジネス協議会などで市内の企業が連携して取り組む機運の醸成など、一定の効果が上がっていると考えている。

○(市長)令和3年度に奨励金に対し認定企業における税収が上回ったとのことだが、将来的な予測はできているのか。

→(経済担当部長)認定企業における税収については、現在の立地傾向が継続するという前提の予測である。ただし、新たな立地企業への奨励内容と税収の見込みは不確定要素である。

→(創業支援・企業誘致推進課長)示している推計は第4期までの実績を基にしているが、奨励内容は同等規模となるため、概ねお示した資料のような推移となる想定である。なお、平成17年の制度開始直後は立地件数も多く、奨励金額も多額であったが、今後は税収の伸びが上回っていくものと考えている。

○(市長)リーディング産業の立地について、航空宇宙関連産業1件という実績についての評価はいかがか。

→(経済担当部長)数字自体は多いとは考えていない。航空宇宙関連産業は成長産業であることから、積極的に誘致していきたいと考えている。

○(市長)産業用地の不足が誘致機会の損失に繋がっているとの分析だが、今後の事業用地(麻溝台・新磯野地区や補給廠跡地、橋本駅南口など)が生じることを見据え、見直しの必要性があるという考えか。

→(経済担当部長)今後も市内のものづくり産業が維持できるよう、インセンティブを設定していきたいと考えている。

○(市長)工業用地、準工業用地について、経済担当部局としては引き続き工業系を維持していきたいという考えか。

→(経済担当部長)工業用地はそうである。準工業用地についてはお住まいの方々もいる中で現況を考慮する必要がある。

○(市長)市内への進出希望や、地理的要因等での撤退意向などは取りまとめているか。

→(経済担当部長)ご相談内容については、取りまとめて活用している。

○(石井副市長)STEP50の「50」の意味はなにか。

→(経済担当部長)50年後を見据えた企業誘致の制度という意味である。

→(奈良副市長)平成16年に市制施行50周年を迎えた際に、次の50年に向けて作った。産業の空洞化が当時課題であり、歯止めをかける狙いで制度化した。「次の50年」、「早期に50社認定したい」という考えでネーミングを考え、短期5年で結果を出すことを目標に時限付きの条例とした経過がある。

○(石井副市長)説明が必要なネーミングはいかがなものか。市民に分かりにくいので検討していただきたい。また、制度開始時に見据えていた「次の50年」のうち20年が経過した中で、制度は5年限りの延長を繰り返す構造に矛盾も感じるの見直しをしていただきたい。

○(市長)神奈川県制度「インベスト神奈川」も途中で名称を見直したのではないか。

→(奈良副市長)神奈川県も時限措置で実施しており、当初は奨励金を出していたが、ソフト支援の制度に変更したと認識している。

○(石井副市長)5年ごとの条例改正であるにも関わらず、ルールを変えているだけで、STEP50自体の見直しはしていない認識である。抜本的な見直しが必要と考える。

○(石井副市長)投下資本額から固定資産税評価額への算定方法の変更について、税金から奨励金を支出する以上、手続きの簡素化だけを理由にするのは疑問である。

→(経済担当部長)投下資本額による算定において、償却資産分を除く作業が大変であるとの意見を企業から聞き取っている。固定資産税評価額に変更することも、立地に係る経費に対する奨励金という制度の理念に変更は生じないことから適切であると考えた。

○(石井副市長)近隣自治体の状況はいかがか。

→(創業支援・企業誘致推進課長)政令市では投下資本額、固定資産税評価額の双方あり、投下資本額による算定が多いと認識しているが、本市のように償却資産分は対象外のところはないと認識している。償却資産の該当可否判断は複雑で提出資料も多く、企業にとって重荷となっている。

○(石井副市長)償却資産について含める変更は検討しないのか。

→(経済担当部長)当初対象としていたものを、第2期に対象外に変更した経緯がある。

○(石井副市長)償却資産に対する認識が企業にとって変化してきているのではないか。投下資本の中で償却資産が占める割合も大きくなってきており、当時とは背景も変化した。一度対象外としたものであっても、時代背景が変化した中では検討しない理由にはならないのではないか。こうした観点で、固定資産税評価額への変更には納得しかねる。

○(石井副市長)短期集中で時限付きの条例として策定したにもかかわらず、時代背景が変化する中で、5年に1回のサイクルで条例を見直し続けたことで、既に策定時の理念などは薄れていると考える。加えて、改正を繰り返してきたことで、構成を含め限界が来ていると考えている。この条例で経済界の実情に対応しきれているのか。

→(経済担当部長)本条例で対応できていないという認識は持っていないが、今後の橋本駅周辺のまちづくりなどが進む中では、既存の制度の見直しも必要と認識しており、そうした大きな動きに合わせて見直してまいりたいと考えている。

○(石井副市長)その考えを踏まえ、見直す意志があるのであれば先送りせず、今見直すべきと考える。

○(中央区長)今回の見直しについては、事業用地が不足している中で、新規立地を目的にしているのか、既存の企業が立地し続けていただくことを目的にしているのか、どちらか。

→(経済担当部長)主に新たに立地していただくことを目的にしている。STEP50が魅力的な制度であるという企業の声は常に確認できている。

○(総務局長)条例の整備方針については総務局で定めているが、本条例が策定された以降に定めたものである。本条例が改正を繰り返した経過を踏まえると、条例全体の構成について、今回の条例改正後すぐに着手し、わかりやすいものに直していく必要があると考える。

○(奈良副市長)本制度は短期集中で策定したものであった。活用実績などから、1期5年で終了とできなかった事情も推察できる。一方で、社会経済情勢が変化してきた20年の中で、本制度だけで対応は難しいものとする。まちづくりと本制度の関連を考えた時、ものづくりへの支援は引き続き必要であることに変わりはないが、新たな制度が必要と考える。

→(経済担当部長)本制度に効果があることに変わりはない。良いところは残しながら、時代に適した新たな制度を考えてまいりたい。

○(教育長)固定資産税評価額は従前の土地活用により評価が全く変わる。固定資産税評価額を使うのであれば、製造業にとって償却資産の割合は大きく、これを踏まえて奨励率を検討すべきではないか。

○(市長)全体として「税」に関する部分に課題があると感じた。また、5年に1度の改正となっているが、先行きの見通せない社会経済情勢の中で、見直しのタイミングや名称にも検討の余地があると考えられる。条例の中に制度の詳細まで記載する構成では、機動性にかかる懸念もある。今日の意見をまとめて再考していただきたい。

# STEP50

## 相模原市産業集積促進条例の 改正について

相模原市 環境経済局  
創業支援・企業誘致推進課

# 戦略会議における議論に対する考え方

「社会情勢の変化に対応する」視点から、以下の対応も含めた改正とする

論点	考え方
条例見直しのタイミング	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第5期条例施行期間は<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする</u></li><li>・ 市総合計画や産業振興ビジョン等の見直しと整合性を図り、社会経済情勢の変化などに伴う課題や情勢等を<u>速やかに調査・研究し、令和10年度以降の新たな制度を検討する</u></li></ul>
投下資本額から固定資産税評価額への変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 投下資本額は実勢価格であり、価格高騰等の社会情勢の変化を直接反映するものである</li><li>・ 社会情勢の変化に対応するという考えのもとでは、<u>奨励額基準値として投下資本額を用いる方が適切</u> ⇒ 今回の改正では固定資産税評価額への変更は行わず、<u>「投下資本額」を奨励措置の基準額として活用する</u></li></ul>
条例から規則への委任について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 物価高騰に対する賃上げが国の経済対策においても議論されている状況を踏まえ、<u>「雇用奨励金」を規則に委任し、雇用に対する奨励措置の機動力を高める</u></li></ul>
償却資産を奨励金に含めることについて	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 償却資産（設備）に対する支援措置については、<u>速やかに調査・研究し、新たな制度設計の中で検討する</u></li></ul>

## 相模原市産業集積促進条例（STEP50）概要

工場・研究所立地（新設・増設・既存事業所活用）に要した費用に対する奨励金制度  
平成17年から開始し、現在第四期目の制度運用中  
主なメニューは以下のとおり

- ・ 工場等の投資に要した費用の10%～40%を補助
- ・ 対象となる工場等で新たに雇用する正社員×人数分の奨励金（雇用奨励金）
- ・ 対象となる工場等の固定資産税・都市計画税を5年間1/2（不均一課税）  
…等

本奨励金制度及び相模原市産業集積促進条例は5年毎に見直しを行うこととしており、  
現行制度は令和7年3月末までが適用期間となっている。

## 審議事項

### 相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について諮るもの

- （1）リーディング産業の分野継続（他事業と連携したリーディング産業誘致の継続）
- （2）大規模産業用地の製造業による立地を促す支援メニューの新設
- （3）「雇用奨励金」の条例から規則への委任

# 産業集積促進条例に基づく奨励措置（STEP50）概要

工場・研究所立地（新設・増設・既存事業所活用）に要した費用に対する奨励金制度

## 要件

### ①立地エリア

- ・工業専用地域
- ・工業地域
- ・準工業地域、非線引地域で0.5ha以上の一団の土地
- ・市長が特別に指定するエリア

### ②業種

- ・製造業
- ・情報通信業
- ・自然科学研究所

### ③最低投資額

- ・中小企業：1億円以上
- ・大企業：10億円以上

### ④投資対象

- ・工場や研究開発拠点機能に対する投資・立地計画

## 補助メニュー

### 最大で40%の奨励金の交付（最大10億円） 税の軽減や正規雇用に対する奨励措置も併用可能

※奨励金は操業開始後10か年に分割して交付

#### 【買主側に対する奨励措置】

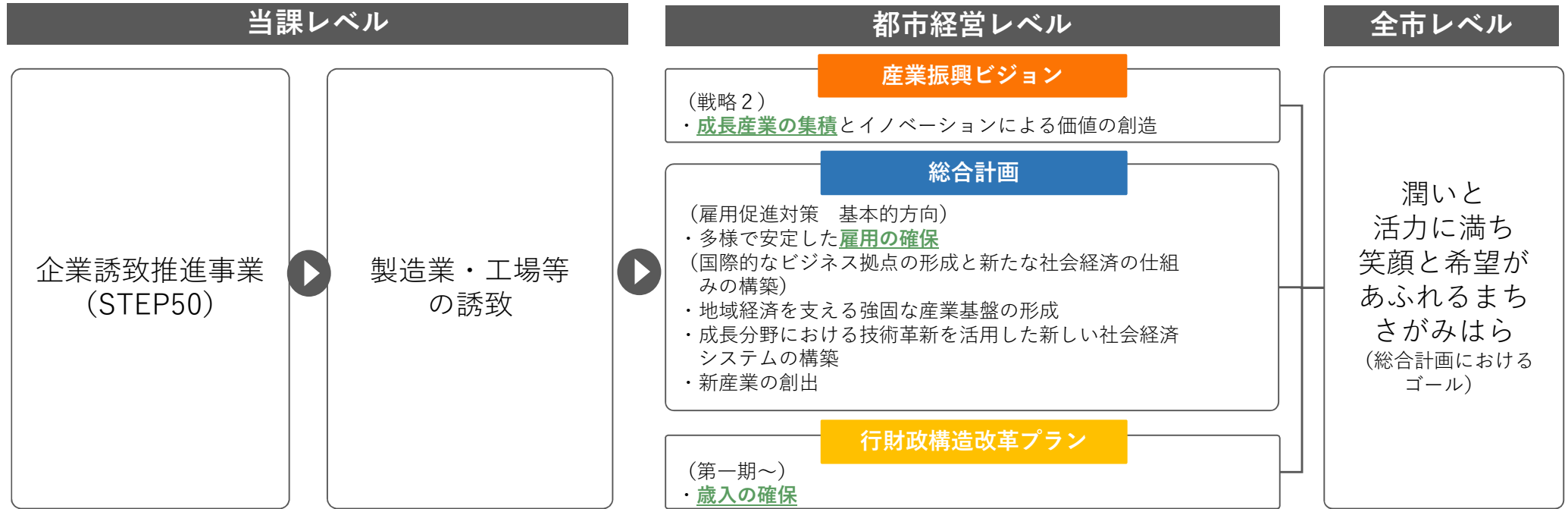
- ✓ 工場等の立地に要した費用の**10%～40%**を補助
  - ⇒リーディング産業（ロボット・航空宇宙）は**20%**
  - ⇒工場等と共に本社機能を市内に移転すると**10%**
  - ⇒市内に工場等の無い企業の初進出で**10%**
  - ⇒市内で30年以上工場を操業する会社は**10%**
- ✓ 市内の建設会社への発注で、家屋に係る工事請負契約額の**3%を上乗せ**（市内企業活用奨励金）
- ✓ 対象となる工場等で新たに雇用する正社員×人数分の奨励金（雇用奨励金）  
⇒**男性50万円、女性70万円** ※氷河期世代の方は60万円を上乗せ
- ✓ 対象となる工場等の**固定資産税・都市計画税を5年間1/2**（不均一課税）

#### 【土地所有者・売主側に対する奨励措置】

- ✓ 1,000㎡以上の工業系用地を製造業へ売却した場合に、対象用地の固定資産税相当額の奨励措置（工業用地継承奨励金）
- ✓ 工業系の地区計画を定めた場合、地区計画区域内の土地に係る固定資産税・都市計画税の1/2相当額を5年間交付（工業保全地区奨励金）

# 産業集積促進条例（以下、条例）に基づく企業誘致、STEP50の意義・位置づけ

STEP50は一定規模の投資を行う工場等の立地を支援・誘致するための奨励制度。**成長産業集積や雇用の確保、  
 税収増（法人市民税・事業所税・固定資産税）による歳入確保等、都市経営レベルの目的にも直接的に寄与する**



## 成長産業（ロボット・航空宇宙）の集積

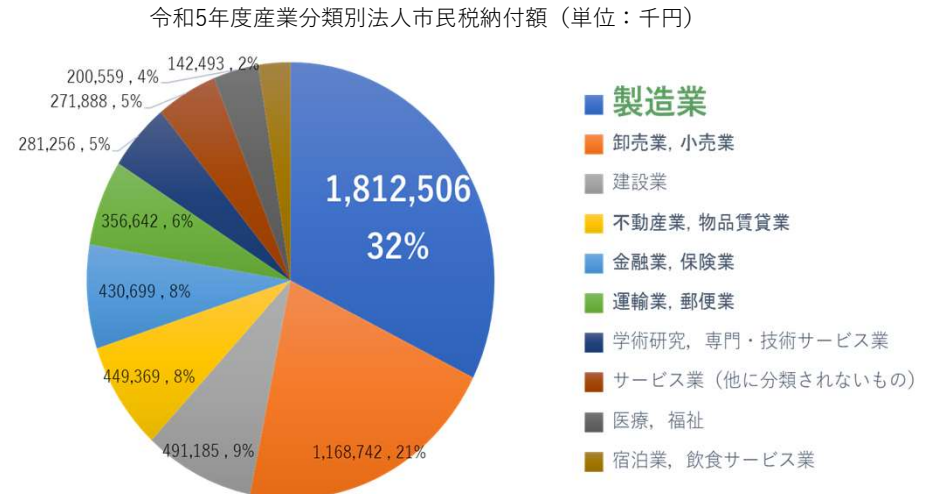
例)

- ・アルトリスト株式会社
- ・愛知産業株式会社
- ・日本サーモニクス株式会社
- ・三菱電機株式会社

## 雇用の確保

雇用奨励金 対象人数	STEP50認定企業 雇用者数	
	正社員数	パート
合計	7,843名	5,206名
235名	7,843名	5,206名

## 歳入の確保（税収効果）





# 産業集積促進条例（以下、条例）に基づく企業誘致、STEP50の意義・位置づけ

STEP50は、さがみはら産業振興ビジョン2025で掲げる目指す産業像の実現のために必要な様々な施策の中のうち、本市の強みである**製造業の維持・発展**とともに、本市経済を牽引する**成長産業の集積**に寄与するものである。

## さがみはら産業振興ビジョン2025

### 目指す産業像

世界に向けて、新たな価値と魅力を創造・発信し、未来を拓くさがみはら

### 4つの戦略と8つの施策の方向性

#### 戦略1 業種を超えた仕組みの構築による新産業の創出

施策の方向性 1.1 様々な産業の連携・交流を促し、製品やサービス等が一体となった新産業を創出する

#### 戦略2 成長産業の集積とイノベーションによる価値の創造

施策の方向性 2.1 新しい成長分野を開拓し市場の獲得を促す

施策の方向性 2.2 イノベーションにより新たな価値を創造する

施策の方向性 2.3 ものづくりの力によりソリューションを創造し市民生活を支える

#### 戦略3 地域資源の活用による魅力の創出とブランドの確立

施策の方向性 3.1 まちの魅力の磨き上げと積極的な発信により交流を促進する

施策の方向性 3.2 生活の質を維持・向上し、活力ある未来を実現する

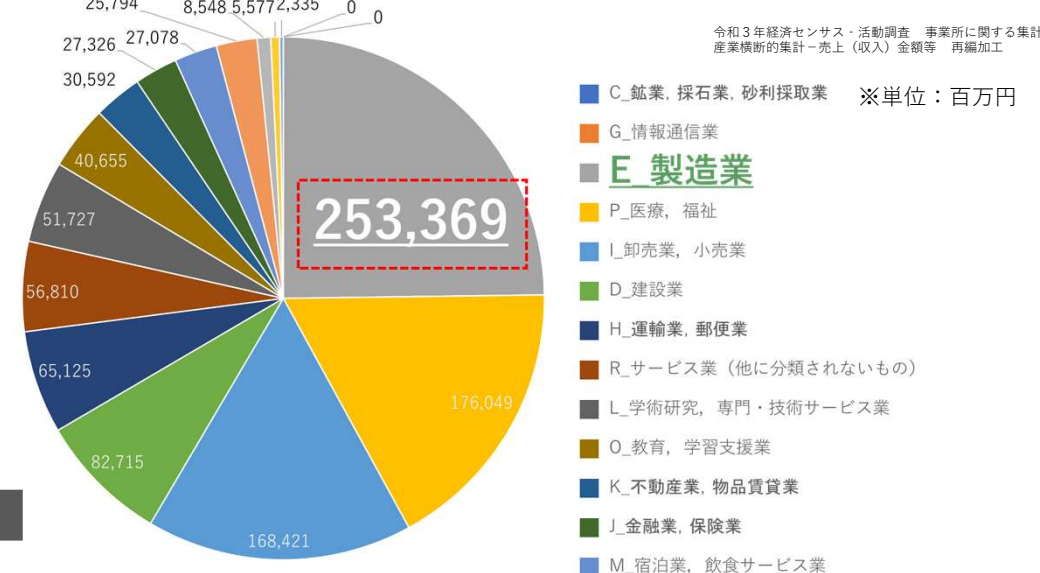
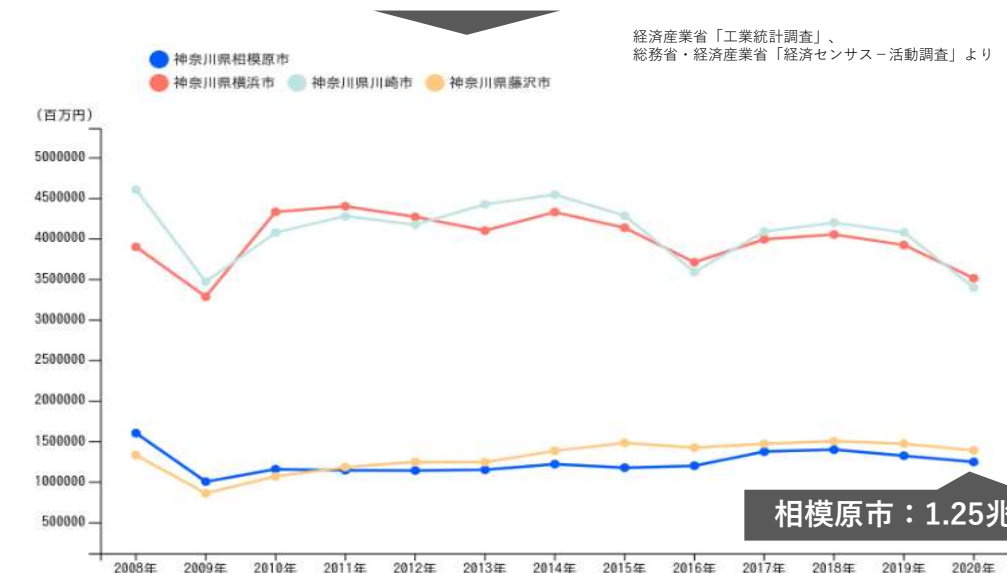
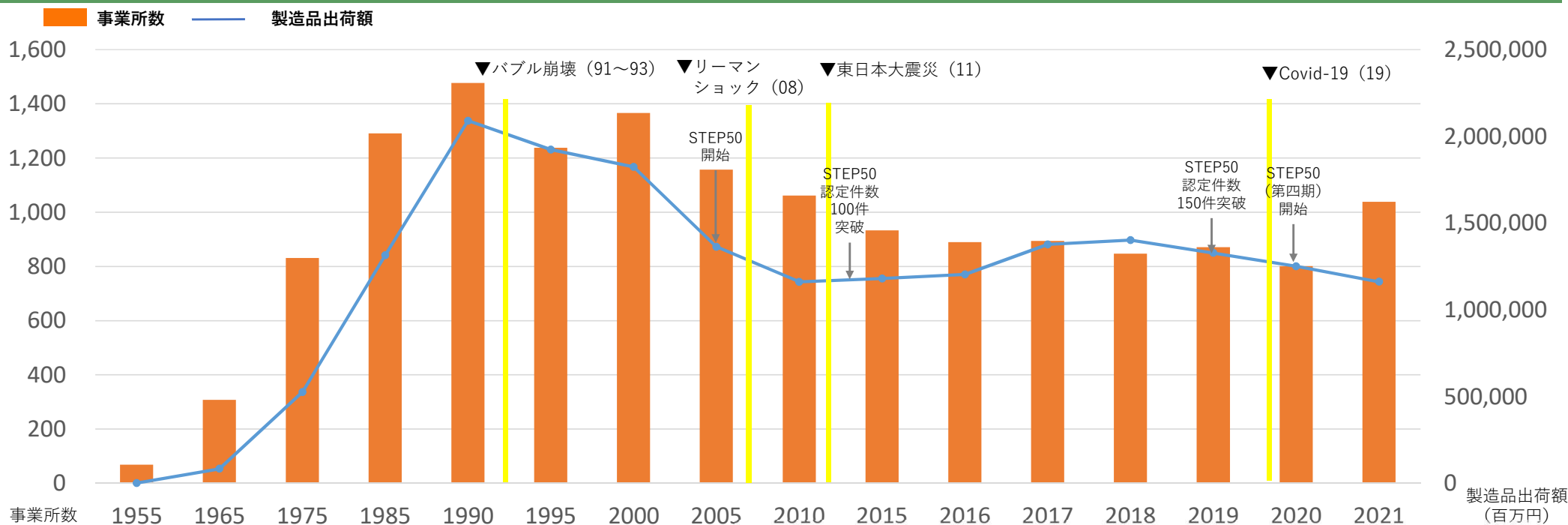
#### 戦略4 産業を支える基盤づくりの推進

施策の方向性 4.1 市内産業の持続的な成長と発展に資する基盤づくりを推進する

施策の方向性 4.2 技術継承や生産工程の高度化により、ものづくりの基盤を支え続ける

# 相模原市の基盤産業と製造業誘致の背景

「工場誘致条例」を契機に製造業が集積。相模原市の製造品出荷額は県内第四位に位置し、付加価値額も製造業が最も高い。製造業により形成された産業基盤の維持・発展や雇用創出促進には、継続的な製造業誘致が不可欠



✓ 製造品出荷額は横浜市、川崎市、藤沢市に次ぐ第四位

✓ 付加価値額は市内全産業中製造業が最も高く、約2,533億円

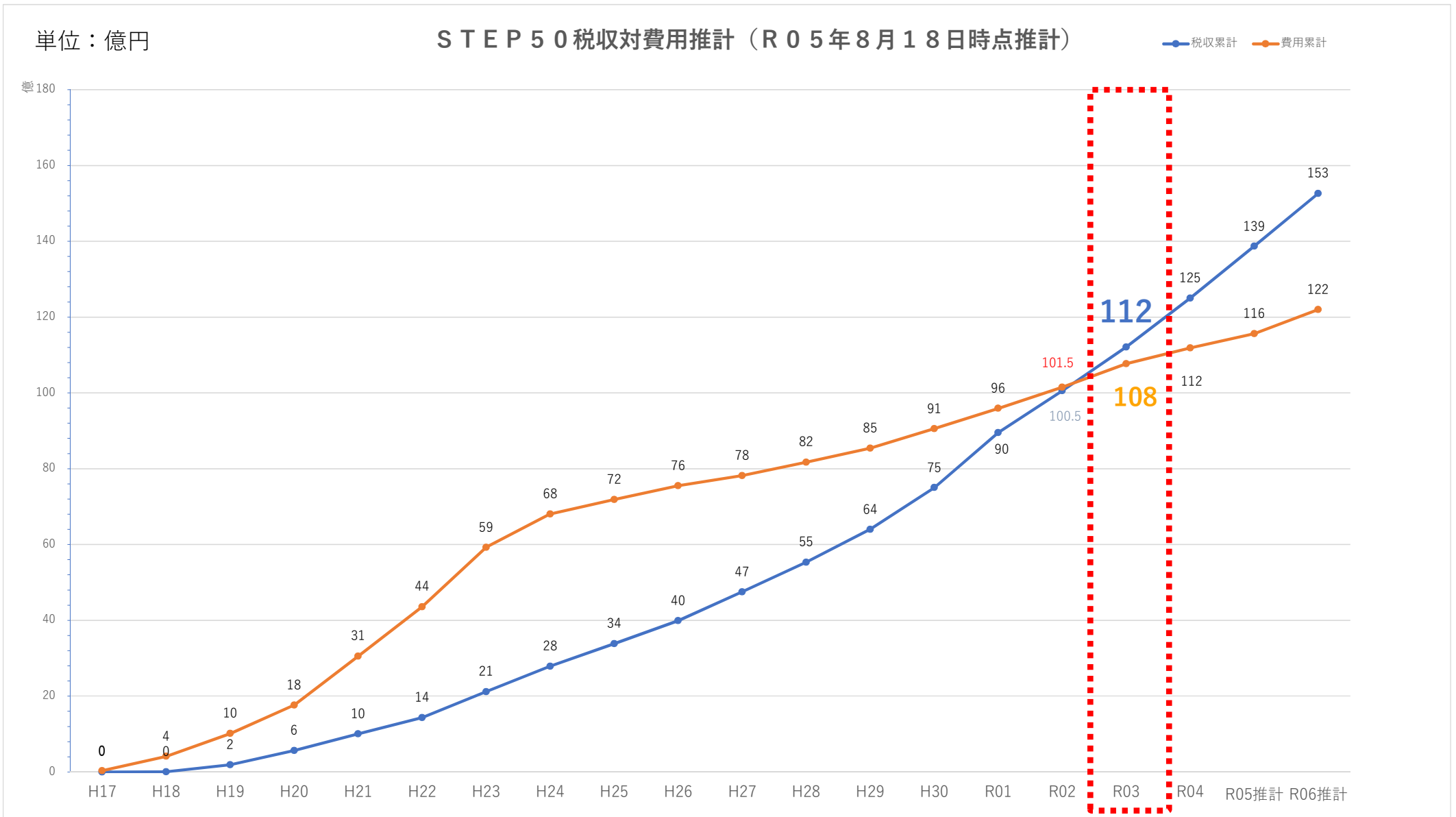
# 条例制定とこれまでの改正経過

R6.6時点の第1期～第4期までの**合計認定件数は178件、総投資額は2,006億円**にのぼる  
 第三期からは「リーディング産業」を設定し、戦略的な企業誘致を推進

時期	テーマ	実績
平成17年 (2005年) 10月	第1期STEP50制定 【 <b>バブル経済崩壊後の産業の空洞化対策</b> 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定件数：<b>87件</b></li> <li>企業からの総投資額：<b>1,210.3億円</b></li> </ul>
平成22年 (2010年) 4月	第2期STEP50へ一部条例改正 【 <b>「選択と集中」をキーワードに改正、4拠点への企業誘致へ</b> 】 <ul style="list-style-type: none"> <li>リーマンショックによる急激な景気悪化への対策</li> <li>対象地域を「新たな都市づくりの拠点※」へ限定                      ※川尻・大島界地域、金原地区、当麻地区、麻溝台・新磯野地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定件数：<b>22件</b></li> <li>企業からの総投資額：<b>198.7億円</b></li> </ul>
平成27年 (2015年) 4月	第3期STEP50へ一部条例改正 【 <b>リーディング産業に焦点を当てた戦略的な企業誘致へ</b> 】 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域を全市域へ拡大</li> <li>リーディング産業※の誘致に加え、本社の誘致、市内企業の活用促進を図る                      ※本市経済を牽引し「強固な産業集積基盤の形成」を推し進める産業。                      航空宇宙、再生可能エネルギー、環境、ロボット、医療、介護、健康、食品加工、自動車                      電気、電子、精密機械、金属製品の13産業を指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定件数：<b>47件</b></li> <li>企業からの総投資額：<b>421.5億円</b></li> </ul>
平成29年 (2017年) 4月	第3期STEP50へ一部条例改正 【 <b>「国際的なロボットビジネスの拠点＝相模原」の確立へ</b> 】 <ul style="list-style-type: none"> <li>「ロボット関連産業」を重点リーディング産業とし、インセンティブを強化</li> <li>経済のグローバル化など社会経済情勢の変化に要件を対応</li> </ul>	
令和2年 (2020年) 4月	第4期STEP50へ一部条例改正 【 <b>リーディング産業の更なる集積と新たなプレイヤーの誘致</b> 】 <ul style="list-style-type: none"> <li>「ロボット・航空宇宙関連産業」へのインセンティブを強化</li> <li>市外から市内へ初めて立地する企業へのインセンティブを強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定件数：<b>22件</b></li> <li>企業からの総投資額：<b>176.1億円</b></li> </ul>

# STEP50の費用対効果実績

令和3年度から、認定企業への奨励金等（立地等奨励金＋固定資産税軽減額）＝費用を認定企業による推計税収（法人市民税＋事業所税＋固定資産税＋個人市民税）＝効果が上回る



※対象はSTEP50認定企業のみ

## 第4期STEP50における主な活動と認定実績 ※継承奨励金案件はカウント対象外

市内外企業等への訪問を始め、様々な機会を通じて事業PRを実施。産業用地が不足する状況下で、**市外企業やリーディング産業該当企業の移転・立地検討情報をキャッチし、着実な立地支援を実現**

実績等/年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (見込) (2024)
立地相談件数	36件	58件	44件	21件	未定
認定実績	1件	4件	9件	4件	4件 (R6.7月時点)
うち市内	0件	3件	8件	3件	3件
うち市外	<b>1件</b>	<b>1件</b>	<b>1件</b>	<b>1件</b>	<b>1件</b>
主なトピック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外外資系企業の誘致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロボット企業の誘致</li> <li>・推計税収が奨励金額を上回る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社の誘致 ※工場・研究所・本社の全面移転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社の誘致</li> <li>・ロボット企業の新規認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社の誘致 ※工場・本社の全面移転</li> </ul>
	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社裕源</li> </ul>	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルトリスト株式会社</li> </ul>	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社エリオニクス</li> </ul>	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽工業株式会社</li> </ul>	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・京王重機整備株式会社 ・東京特殊車体株式会社</li> </ul>

# STEP50条例改正に向けた課題の整理と対応の方向性

項目	補足	課題	今後の検討の方向性
リーディング産業（ロボット・航空宇宙）の立地支援・誘致	ロボットは6件、航空宇宙は1件と、一定の立地支援・誘致は実現したものの、更なる集積が必要（リーディング産業に設定した第三期・第四期合計）	・更なるリーディング産業誘致の必要性	・市場規模の拡大を踏まえたロボット・航空宇宙産業のリーディング産業への位置づけの継続
		・STEP50の制度がマッチしない層に対する、STEP50以外のアプローチの実施	・アクセラレーションプログラムやイノベーション創出促進事業と連携した誘致活動
産業用地の状況	産業用地が不足しており、多くの立地相談があるものの、機会損失が発生  大規模な産業用地の非製造業による利用転換	・オフィス等の不足と、業務機能の立地	・STEP50以外による支援施策の検討
		・産業用地の創出	・庁内横断的な産業用地の創出検討
社会情勢への対応	奨励金算定基準は条例で制定しているが、一部の奨励金は定額制のため、社会情勢の変化に対応する迅速性・柔軟性が必要	・インパクトが大きい、大規模製造業事業所移転・撤退後の製造業誘致  ・社会情勢の変化に対応した雇用奨励金の柔軟な運用	・大規模製造事業所の移転、撤退後の製造業立地を促す奨励措置の新設  ・雇用奨励金の条例から規則への委任

## STEP50の改正に向けたポイント

- ✓ リーディング産業の分野継続
- ✓ 大規模産業用地への製造業による立地を促す支援メニューの新設
- ✓ 「雇用奨励金」の条例から規則への委任

# 現在のSTEP50主要メニューと見直し内容の整理

✓ 敷地面積30,000㎡以上の用地取得に係る立地に対する20%の奨励措置を追加

※①～④は合算（併用）可能。ただし最大40%、土地・建物の合計で10億円を上限

	要件	土地	建物
①	リーディング産業（ロボット・航空宇宙）	20%	20%
②	工場とともに本社が立地した場合	10%	10%
③	初めて市内に進出する企業の場合	10%	10%
④（新）	敷地面積30,000㎡以上の立地	20%	20%
⑤	新たな都市づくりの拠点への立地	10%	-
⑥	市内30年以上操業の企業等	-	10%

見直し

No.	単独適用/ ①～④の組み合わせ	①リーディング産業 （ロボット・航空宇宙）	②工場とともに 本社が立地した場合	③初めて市内に 進出する企業の場合	②工場とともに 本社が立地した場合 + ③初めて市内に 進出する企業の場合	④敷地面積30,000㎡ 以上の立地
-	単独適用	20%	10%	10%	20%	20%
①	リーディング産業 （ロボット・航空宇宙）	-	30%	30%	40%	40%
②	工場とともに 本社が立地した場合	30%	-	20%	-	30%
③	初めて市内に 進出する企業の場合	30%	20%	-	-	30%
④	敷地面積30,000㎡ 以上の立地	40%	30%	30%	40%	-

廃止

✓ 製造業に工業系用地を売却した場合、売却者への当該用地固定資産税相当額の奨励措置（インセンティブとして機能しづらいため廃止）

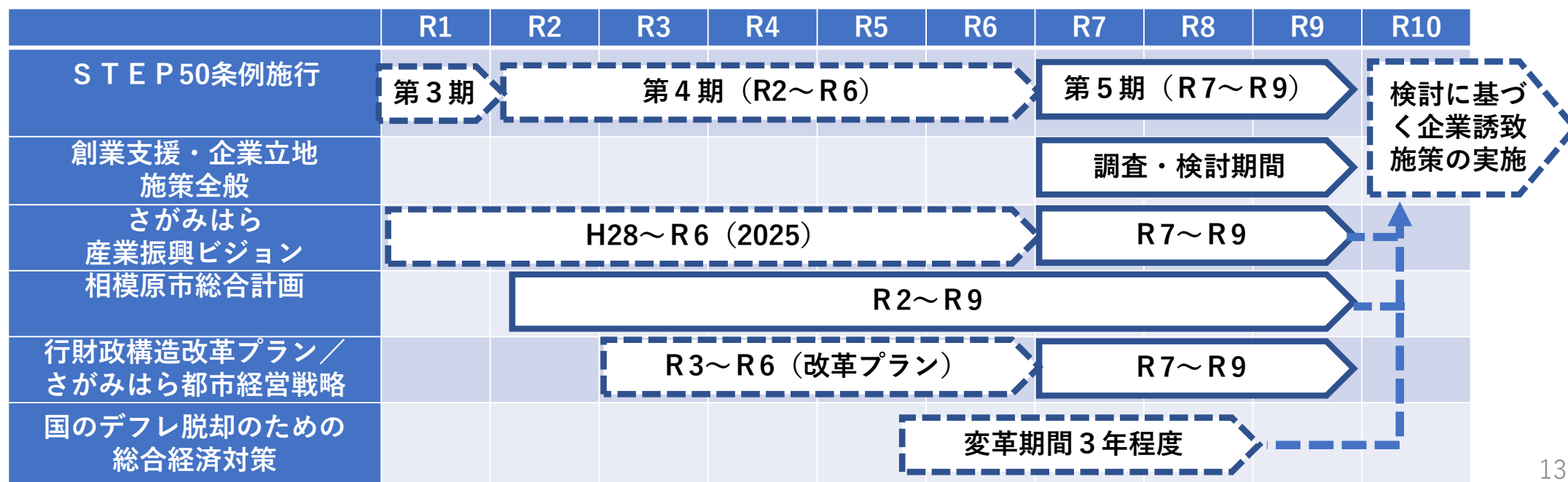
# 今後のSTEP50に対する考え方

## ○産業政策全体のあり方を踏まえ、産業集積促進の継続を検討

- ✓ 制度の目的・意義や効果、他都市の企業立地支援の状況等を踏まえ、製造業立地における都市間競争力を維持するためには、引き続き、**令和7年度以降も製造業に対する継続的な支援制度は必要**であるため、産業政策全体のあり方を踏まえ、産業集積促進制度の継続を検討する

## ○上位計画や社会情勢を踏まえた施行期間の設定

- ✓ 国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策（R5.11.2閣議決定・変革期間は3年程度）」に掲げる成長型経済への変革時期にあたることや、**市総合計画、産業振興ビジョン等と整合**を図った効果的な制度とするため、社会経済環境の変化などに伴う**新たな課題や情勢等を調査・研究した上で、令和10年度以降の制度設計を検討**する。
- ✓ 第5期条例施行期間は**令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間**とする。





## 1 さがみはら産業振興ビジョン(案)について

【環境経済局 地域経済政策課】

## (1) 主な意見等

- (市長公室長) 今回の提案は改定ではなく策定であり、現行のさがみはら産業振興ビジョンは廃止するという事でよいか。  
→(経済担当部長) そのとおりである。
- (総務局長) 個別の施策には変更があるが、戦略や施策の方向性は変わらないこととしており計画期間も現行のものが10年に対して3年となる。改定ではなく策定とした理由は何か。また、現行のビジョンを1年前倒して廃止する最大の理由は何か。  
→(地域経済政策課長) 令和2年度に中間見直しをすることとなっていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で見直しをすることができなかったことや、緊急経済対策事業を様々実施してきたことなどから、取組状況も72%程度に留まっている。こうしたことから、まずは今後の3年間の達成できていない取組を進めるため、国の施策も刻々変化しているためといった点が理由である。また、策定に当たっては本来事業者の意見なども丁寧に踏まえる必要があるが、これも新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり不十分であることから、期間を設定したものである。また、現行のビジョンの名称に「2025」が含まれていることから当初の改正という議論から策定になった経過がある。
- (市長公室長) 説明資料5ページで、「現行のビジョンを継承しつつ、必要な見直しを加え策定し、令和6年度をもって廃止する」となっていることから、誤解が生じる。  
→(地域経済政策課長) 修正する。
- (総合政策・地方創生担当部長) 説明資料12ページの基本施策の追加と、説明資料11ページの既存の基本施策を修正するものとは、どちらも広域交流拠点に関する内容となっており重複がないか。  
→(経済担当部長) 基本施策の方向性等は異なっているが、具体的な施策としては重複するものもあり、再掲とした表現をしている。
- (総合政策・地方創生担当部長) 基本施策と説明文のバランスを確認してほしいという意見である。
- (財政局長) 説明資料11ページに記載の策定案「施策に関連する主な取組」に、これから新規に取り組む事業と既に取り組んでいる事業との混在や、事業化が誤認されるような記載もあるので、今後の説明で齟齬が生じない様整理していただきたい。
- (総合政策・地方創生担当部長) 「施策に関連する主な取組」には、既に取り組んでいる事業も含まれているということか。  
→(地域経済政策課長) 現行のビジョンに記載がなかったものを新たに記載するものであり、既存の取組も含まれる。
- (財政担当部長) このタイミングで見直しをして策定する意義は何か。例えば、国の動向「デフレ完全脱却のための総合経済対策」などに照らし、現行のビジョンでは対応できないなどの事情があったのか。  
→(地域経済政策課長) 現行のビジョンが令和7年度までの計画期間であり、令和8年度からの新規ビジョン策定には準備期間が足りない状況であったことから、準備期間も含めた3年間の計画を策定したいという考えである。また、法定計画ではないので必須ではないが、組織としての方向性を示したいことから定めたいと考えている。  
→(経済担当部長) 新型コロナウイルスの感染拡大を受け令和2年度に現行計画の見直しができなかったことから、修正をしつつ2年間延長し、次の総合計画の期間に策定期間を合わせるとというのが当初の議論の発端であったが、名称の課題もあり、廃止、策定との判断となった。ただし、策定するとはいえ、デフレ傾向から急激な物価上昇がみ

られる昨今において、状況を見極めつつ丁寧に検討する必要があると考えたことから、準備期間も含め3年間のビジョンを策定するという方向性になった経過がある。

- （市長公室長）まとめとして、新たなビジョンで最も変わる点は何か。  
→（経済担当部長）骨格は現行のビジョンを踏まえる為改定に近いものになるが、施策について社会経済情勢の変化に対応するものとした。
- （市長公室長）骨格は変えないといった点や、内容的には改正に近いといった点が、「廃止」「策定」という表現に紛らわしさを生じさせているため、説明を工夫していただきたい。

## （2）結 果

- 原案のとおり承認する。  
ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

## 2 相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について

【環境経済局 創業支援・企業誘致推進課】

## (1) 主な意見等

- (総務局長) 見直しのタイミングを5年から3年に短縮する提案は、現在想定している産業振興ビジョンの改正のタイミングと合致するが、戦略会議での議論も踏まえ、様々な施策を本条例の見直しにも含めていく観点によるものか。  
→ (経済担当部長) 見直しは速やかに開始する考えであるが、どのタイミングで反映させるべきかと考えると、上位計画である産業振興ビジョンの改正に合わせる事が相応しいものと考えた。
- (総務局長) 今回の提案では雇用奨励金の部分のみを規則に委任していくとのことだが、その他の項目を今回見直さないことへの考え方はいかがか。また、構造を含めた条例全体の見直しについての考え方はいかがか。  
→ (経済担当部長) 戦略会議での議論において「社会情勢の変化への対応」や「機動力を高める」ことが重要とのご意見をいただいた。賃金が急激に上昇している現状においては、特に機動力を高めて対応すべき項目として、雇用奨励金について見直しを図ることとした。  
なお、他の項目については、今後の抜本的な見直しの中で、条例と規則の構造も含めて考えてまいりたい。
- (総務局長) 緊急性のある部分については今回見直し、その他についても見直しを前提に検討していくという理解で良いか。  
→ (経済担当部長) その通りである。
- (財政局長) 償却資産を奨励金の算定に含めることについて速やかに検討し、令和10年度以降の条例見直しで反映させていくとのことだが、本条例が当初、短期間で結果を出すことを前提に時限的に作られたものであったところを継続すると判断し、そのために償却資産を奨励金の算定から除外したにも関わらず、再度これを見直し、今後も制度を続けていくという考えなのか。  
→ (経済担当部長) 戦略会議において、もともと時限的な制度の想定を、5年に一度見直し繰り返していくという手法が現状に合致していないのではというご意見をいただいたものと承知しているが、制度としては成果が上がっているものと認識している。こうしたことから、今後、条例には理念や考え方などを定め、具体的な要件や支援の内容などは規則に定めるなどの見直しを想定しているが、奨励制度自体の廃止は現時点では想定していない。
- (財政局長) 戦略会議での議論や、奨励制度の成果による今後の考え方を踏まえると、時限的な奨励措置であるSTEP50を継続するという事ではなく、条例を見直す今後3年間で廃止とし、新たな奨励制度を検討するという判断でも良いのではないか。  
→ (経済担当部長) 認識としてはその考え方に近いものである。奨励制度全体の必要性は確かだが、根本的な見直しを図りたいと考えている。
- (総合政策・地方創生担当部長) 償却資産の扱いについて、速やかに調査研究はするが、反映は令和10年4月以降というスピード感に疑問がある。また、雇用奨励金のみを規則への委任に見直すことの考えに疑問がある。  
→ (経済担当部長) 償却資産については、対象物によって減価償却期間に差があり、償却期間が極めて短いものは奨励金の対象としても税収に短期的な効果しかないものなどもあり、技術的な精査などに時間を要するものと認識している。規則への委任について、物価高騰の影響が様々あることは確かであるが、初任給を含めた賃金の高騰が最たるものと認識しており、これに迅速に対応したいという考えで雇用奨励金をまずは見直したいと考えている。  
→ (創業支援・企業誘致推進課長) 雇用に関してはある程度定額で必要経費であるのに対

し、土地建物への奨励金は立地を検討する際に大きな判断材料になっているものと考えている。土地建物への奨励金は早急に規則に委任せず、見極めた上で実施したいと考えている。

- （総合政策・地方創生担当部長）規則に委任することは機動力を高めるものであり、ただちに奨励金の内容を見直すことと同意であるとは言えないのではないか。
- （市長公室長）総合政策・地方創生担当部長の発言を踏まえ、雇用奨励金については今回規則に委任する想定だが、同時に奨励金の内容も見直すという理解で良いか。  
→（経済担当部長）雇用奨励金の内容の見直しについては、今後柔軟な視点で考慮するものと考えている。
- （総務局長）機動力を高める、時代の要請に対応するための規則委任と考えると奨励金の内容の見直しも含めるものと考えがいかがか。  
→（創業支援・企業誘致推進課長）今回の見直しは機動力を高めることに力点を置いており、検討の進捗により奨励金の内容まで見直しをするかは決めていない。
- （総合政策・地方創生担当部長）機動力を高める見直しが主なのであれば、雇用奨励金以外も今回規則に委任しても良いと考え、意見とする。
- （財政局長）機動性を高めるための規則委任への見直しは賛成であるが、予算措置のルールは同時に検討していただきたい。

## （２）結 果

- 原案のとおり上部会議に付議する。  
ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。